

令和 3 年度における電気事業法第 107 条の規定に基づく
立入検査の結果について(東北管内)

立入検査は、電気事業法第 107 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施しています。

令和 3 年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

凡例

法 : 電気事業法
施行規則 : 電気事業法施行規則
報告規則 : 電気関係報告規則
電技省令 : 電気設備に関する技術基準を定める省令
電技解釈 : 電気設備の技術基準の解釈
火技省令 : 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
水技省令 : 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令
風技省令 : 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令
太技省令 : 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問合せ先 : 関東東北産業保安監督部東北支部
電力安全課 企画調整係
メール : bz1-thk-denan-soudan@meti.go.jp
TEL : 022-221-4948 FAX : 022-224-4370

【火力発電設備】 立入検査実施件数 4 件

○保安規程に違反する指摘（3 事業場）

主 な 指 摘 事 項
選任された事業場に当該主任技術者が常駐していることが確認できない。

○電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
定期事業者検査を実施すべき時期に実施していない。	法第 55 条第 4 項

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

【水力発電設備】 立入検査実施件数 4 件

○指摘事項なし

【風力発電設備】 立入検査実施件数 1 件

○指摘事項なし

【太陽電池発電設備】 立入検査実施件数**2 件**

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
逆変換装置 C 種接地の接地抵抗が規定値を満たしていない	電技省令第 10、11 条、 電技解釈第 17 条

○電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
逆変換装置の故障について電気事故報告を行っていない	報告規則第 3 条

以下の件については指摘なし

- 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

【送・変・配電設備】 立入検査実施件数**4 件**

○指摘事項なし

【需要設備】 立入検査実施件数**6 件**

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
高圧気中開閉器及び避雷器の接地抵抗値が A 種接地抵抗値の基準(10Ω 以下)を満たしていない	電技省令第 11 条、 電技解釈第 17 条第 1 項第 1 号

以下の件については指摘なし

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘
- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘